

議案第3号

西脇市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

西脇市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日

西脇市長 片山 象三

(理由)

病院事業に地方公営企業法の全部を適用させることに伴い、関係条例において所要の措置を講ずる必要があるため。

西脇市情報公開条例等の一部を改正する条例

(西脇市情報公開条例の一部改正)

第1条 西脇市情報公開条例(平成17年西脇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者」に改める。

(西脇市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 西脇市個人情報保護条例(平成17年西脇市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者」に改める。

第33条第1項第1号中「番号法第28条」を「番号法第29条」に改める。

(西脇市職員定数条例の一部改正)

第3条 西脇市職員定数条例(平成17年西脇市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号を次のように改める。

(3) 水道事業の事務部局

「 市長の事務部局の職員

第2条第1項第1号中 ア 普通事務部門 290人 を
イ 診療施設部門 342人 」

「 市長の事務部局の職員 255人」に改め、同項第7号中「92人」を「70人」に改め、同項第8号中「公営企業職員 19人」を「水道事業の事務部局の職員 10人」に改め、同項中「758人」を「350人」に改める。

第3条第3項第1号中「派遣を命ぜられた」を「派遣された」に改め、同項に次の1号を加える。

(2) 西脇市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成23年西脇市条例第26号)の規定に基づき派遣された職員

(西脇市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第4条 西脇市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年西脇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条」の右に「(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)」を加える。

(西脇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 西脇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成

17年西脇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条」の右に「(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)」を加える。

(西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年西脇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第3 医療職給料表ア 医療職給料表(1)備考を次のように改める。
備考 この表は、介護老人保健施設に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第3 医療職給料表イ 医療職給料表(2)備考を次のように改める。
備考 この表は、介護老人保健施設に勤務する薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士及びマッサージ師に適用する。

別表第3 医療職給料表ウ 医療職給料表(3)備考を次のように改める。
備考 この表は、介護老人保健施設に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

別表第4(3) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表を次のように改める。

(3) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医師及び歯科医師の職務
2 級	1 施設長及び副施設長の職務 2 特に高度の知識及び経験を必要とする医療業務を行う職務
3 級	市長が特に指定する施設長の職務

別表第4(4) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表を次のように改める。

(4) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	マッサージ師の職務
2 級	1 高度の技術又は経験を必要とするマッサージ師の職務 2 理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士の職務
3 級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士の職務
4 級	主任の職務
5 級	課長補佐及び主査の職務
6 級	主幹の職務
7 級	療養長及び課長の職務

別表第4(5)医療職給料表(3)等級別基準職務表を次のように改める。

(5) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	1 相当の経験を必要とする准看護師の職務 2 看護師の職務
3級	1 相当の経験を必要とする看護師の職務 2 主任の職務
4級	療養長、課長、課長補佐及び主査の職務
5級	市長が特に指定する療養長の職務

(西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年西脇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表3項中「(9項の特殊宿日直手当の支給を受ける者を除く。)」を削り、同表7項から9項までを削り、同表(注)1中「並びに現場手当及び危険手当」を「及び現場手当」に改め、同表(注)2を削る。

(西脇市債権管理に関する条例の一部改正)

第8条 西脇市債権管理に関する条例(平成23年西脇市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(市長等の責務)」に改め、同条中「市長」を「市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)」に改める。

第5条から第7条までの規定及び第9条中「市長」を「市長等」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。